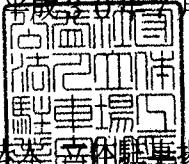


立駐工発 第230号

平成30年7月25日



公益社団法人日本立体駐車場工業会

会長 石丸 寛一



## 機械式立体駐車設備の適切な維持管理について（要請）

時下 ますますご清祥にこととお慶び申し上げます。

平素は当工業会の事業運営につきまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年7月13日付で国土交通省より本会会长宛に通達された「機械式立体駐車設備の適切な維持管理について（要請）」（要請内容の詳細は別添「要請文書」を参照願います）において、「設置後の点検等による安全確保」の推進に向けて、点検の質を確保し、安全性能を確実に維持する観点から「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」の遵守が求められています。

当工業会に要請された具体的な内容は次の3点です。

1. 貴会の会員会社等に対して、機械式立体駐車設備の安全性確保に向けて、本指針による適切な維持管理について周知・要請すること。
2. 管理者をはじめとする各関係主体に対して、講習会の開催等を通じて、本指針による適切な維持管理に関する理解を促すこと。
3. 路外駐車場以外の機械式駐車設備の管理者に対しても、本指針への準拠を促すよう努めること。

今回の要請を受けて、当工業会としての取組みを検討した結果、下記のとおり実施致しましたく存じます。

つきましては、要請の趣旨をご理解頂き、貴社関係部署へ周知頂くとともに、機械式立体駐車設備の適切な維持管理による安全性の維持向上に引き続きご協力頂きますようお願い申し上げます。

### 記

1. 貴会の会員会社等に対して、機械式立体駐車設備の安全性確保に向けて、本指針による適切な維持管理について周知・要請すること。

#### <会員各社で対応して頂きたいこと>

\*本指針に基づき、現在実施している保守点検について管理者より問い合わせなどがあった場合には、適切な維持管理に向けた理解を深めるため、適切な説明を行うこと

\*新規の契約の場合には、本指針に基づき適切な維持管理に向けた保守点検契約の内容を説明し、管理者に理解を求ること

2. 管理者をはじめとする各関係主体に対して、講習会の開催等を通じて、本指針による適切な維持管理に関する理解を促すこと。

＜本指針の維持管理に関する講習会について＞

\*国土交通省の「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」を受け、現在工業会の標準点検・指針等検討委員会で指針の具体的方策を示すものとしてガイドブック・解説等により指針内容を理解して頂くための講習会等を検討しています。

具体的な検討内容がまとまり次第会員各社に改めてご案内させて頂きます。

3. 路外駐車場以外の機械式駐車設備の管理者に対しても、本指針への準拠を促すよう努めること。

＜会員各社で対応して頂きたいこと＞

\*現在、保守点検をしている管理者に対して、指針の発出と内容の説明を行い、適切な維持管理に対する考え方を共有すること

以上

#### 関係資料

1. 別添 「機械式立体駐車設備の適切な維持管理について（要請）」
2. 別添1 「国土交通省の Press Release」
3. 別添2 「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」